



ご存じですか ヘルプカードとヘルプマーク

■ヘルプカード

障害などがあるために援助を必要とする方が携帯するもので、手助けしてほしい内容が書いてあります。ヘルプカードを身に着けている方が困っていた場合は、カードに書いてある内容に沿った支援をお願いします。

ヘルプカード配布対象 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方、難病の方など

■ヘルプマーク

援助や配慮を必要とすることが、外見からはわからない方が身に着けるものです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけたら、電車内で席を譲るなど、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマーク配布対象 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方または妊娠初期の方など

■カード・マークの配布場所

市役所 1階障害福祉課

※ヘルプマークの配布は、なくなり次第終了します。都営地下鉄、ゆりかもめ、多摩モノレール各駅（一部を除く）などでも配布しています。配布先に確認してください。



▲ヘルプマーク配布場所

問合せ 障害福祉課障害福祉係☎173



家族介護慰労金を支給します

要介護4・5の認定を受けている重度要介護高齢者を在宅で介護している家族のうち、次のすべてに該当する場合、慰労金を支給します。

対象

□羽村市に住民登録のある重度要介護高齢者と同居、あるいは同一敷地内に隣接している建物に居住、または市外の介護者の自宅で、重度要介護高齢者を申請日から過去1年間介護している家族

□申請日の属する年度の前年度に、重度要介護高齢者および介護者の属する世帯の構成員全員が市民税非課税であること

□申請日から過去1年間介護保険サービスを利用していないこと（通算して7日以内のショートステイ利用を除く）

□重度要介護高齢者が過去1年間、90日を超える入院をしていないこと

支給額（年額） 1家族 10万円

※申請方法など、詳しくは問い合わせてください。

問合せ 高齢福祉介護課介護予防・地域支援係 ☎198



敬老金をお届けします

市では、多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢の方を敬愛し、長寿をお祝いして敬老金を贈呈します。

対象 9月1日時点で市内在住の次の方

対象年齢・支給額

□満88歳の方（昭和8年4月2日～昭和9年4月1日に生まれた方）…2万円

□満100歳の方（大正10年4月2日～大正11年4月1日に生まれた方）…5万円

□満101歳以上の方（大正10年4月1日までに生まれた方）…5万円

※いずれも令和3年度中に上記の年齢に達する方が対象です。

※満100歳・満101歳以上の方へは、市長がお宅を訪問してお届けします。

※満88歳の方へは、各地区の民生・児童委員が9月20日（月・祝）頃までにお届けします。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係☎177



高齢の方への 主な福祉サービス

～いつまでも安心して暮らしていくために～

市では、高齢の方を対象に下記の事業を行っています。いずれも事前に申請が必要です。事業によっては訪問調査が必要な場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係☎175～178

事業	対象	内容
高齢者配食サービス（※）	在宅で虚弱な60歳以上のひとり暮らし・高齢の方のみの世帯の方	月～土曜日の希望日に夕食配達（有料・1食600円）
要介護高齢者おむつ給付	在宅の65歳以上で要介護3以上、常時おむつを必要とする方／要支援1・2、要介護1・2で疾病などにより常時失禁状態と認められる方（生活保護受給者を除く）	市が指定するおむつの給付（1人1か月4,000円を限度） ※給付にかかる費用の1割は自己負担
ねたきり高齢者寝具乾燥	在宅で寝具の乾燥が困難な65歳以上のひとり暮らし・高齢の方のみの世帯／在宅で65歳以上の寝たきりの方がいる世帯	寝たきりの方が常時使用している寝具類を、1か月に1回5枚以内を乾燥
高齢者自立支援住宅改修給付	設備改修：在宅のおおむね65歳以上で要介護認定を受け、住宅の改修が必要と認められる方 予防給付：要介護認定の結果が非該当の方	設備改修：浴槽の取替え（上限37万9,000円）、流し・洗面台の取替え（上限15万6,000円） 予防給付：手すりの取付け、床の段差解消など、介護保険と同内容（上限20万円） ※給付にかかる費用の1～3割は自己負担 ※必ず改修前に相談してください。
高齢者救急通報システム	65歳以上のひとり暮らし・高齢の方のみの世帯で身体上慢性疾患（心疾患・循環器）により常時注意を要する方	救急通報システム機器を設置貸与 ※所得に応じて一部費用負担あり
高齢者住宅火災直接通報システム	おおむね65歳以上のひとり暮らし・高齢の方のみの世帯で、身体上慢性疾患などにより常時注意と防災などの配慮が必要な方	住宅用火災通報機器などを設置貸与 ※所得に応じて一部費用負担あり
徘徊高齢者探索サービス	おおむね65歳以上の認知症による徘徊行動がある方を在宅で介護している方	GPSによる位置探索情報システムを活用し、徘徊高齢者の位置情報を介護者に伝え、早期発見 ※利用にかかる費用の1割は自己負担
水道・下水道の使用料助成	70歳以上のひとり暮らし・高齢の方のみの世帯の方（①世帯構成員全員の助成を受ける年度の市民税が非課税であること ②生活保護受給世帯でないこと ③水道・下水道使用料の滞納がないこと）	上下水道料の基本料金を助成（最小口径（13mm）1水栓分）
福祉電話	65歳以上のひとり暮らし・高齢の方のみの世帯で電話がない世帯／70歳以上のひとり暮らし・高齢の方のみの世帯で電話がある世帯（①市内に親族が住んでいない ②生計中心者の前年分の所得税が年額4万2,000円以下で定期的に安否確認が必要な世帯）	基本使用料と通話料金（月600円まで）を助成。電話のない世帯には電話を貸与

※高齢者配食サービス事業については、いこいの里☎578-0678へ直接問い合わせてください。

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。